

第1回境港市地域福祉計画策定・評価委員会 会議録

●日時 令和4年9月5日（月） 午前10時00分～午前11時30分

●場所 境港市保健相談センター 講堂

●日程

- 1 開会
- 2 辞令交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員長、副委員長の選任
- 5 議事
 - (1) 境港市地域福祉計画（第3期）の実施状況等について
 - (2) 境港市地域福祉計画（第4期）策定の基本的な考え方について
 - (3) その他
- 6 その他
- 7 閉会

●出席者（敬称略）

（委員） 門脇佳恵、宮本剛志、伊東亜希子、佐篠邦雄、小林豊、
佐々木壮一、古徳寧、柏木香寿子、川口昭一、松下秀子、植田建造、
加藤大輔、佐々木健雄、門脇重仁、平林和宏

（事務局） 永井卓真（福祉保健部長）、亀井功（次長兼健康推進課長）、
片岡みゆき（長寿社会課長）、子育て支援課長（北野瑞紘）、
山根幸裕（福祉課長）、難波琢也（福祉課生活支援係長）

（欠席者） なし

（傍聴者） なし

●会議録（要旨）

1 開会（10時00分）

2 辞令交付

事務局） おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、第1回境港市地域福祉計画策定委員会を開会いたします。本日の会でございますが、委員の皆様15名全員の出席でございますので、この会議は成立しております。本来ですと事前に委嘱辞令をお渡したうえで会議を招集させていただくところでございますが、この場での机上での交付とさせていただきます。願います。さて、本計画の策定委員会の委員は資料の名簿のとおりでございます。本日は初めての会でございますので委員の皆様のご紹介をさせていただきます。名簿の順番でお名前をお呼びいたします。

(紹介)

事務局) 委員の任期につきましては本年度末としております。どうぞよろしく
お願いいたします。

3 市長挨拶

事務局) それでは、はじめに市長がごあいさつ申し上げます。

(市長あいさつ)

事務局) ここで皆様にお断りいたします。

市長は、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

このあと、本委員会の委員長、副委員長の選出を行い、計画についての概要
説明、今後のスケジュール等について説明をさせていただきます。よろしくお
願いいたします。

4 委員長、副委員長の選任

事務局) 委員長、副委員長の選出に入りたいと思います。お手元の資料の、境
港市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱第5条には、委員長1名及び副委
員長1名を置くことあり、第2項には委員長は委員の互選により、副委員長は委
員長の指名により定めるとありますが、いかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

事務局) それでは、事務局一任という声がございましたので、事務局案を提案
させていただきたいと思います。委員長は、境港市社会福祉協議会会長の佐篠
邦雄委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

山根) それでは、異議なしということでございますので、委員長には佐篠邦雄
委員にお願いしたいと思います。それでは、副委員長につきましては、委員長の
指名によるということで、委員長にお願いしたいと思います。

委員長) それでは、副委員長は委員長の指名ということでございますので、私
の方からお願いをしたいと思います。

それでは、境港市自治連合会副会長であらせられます、古徳寧委員にお願いしたいと思います。

事務局) それでは、委員長に佐篠委員、副委員長に古徳委員ということで、決定いたしました。それでは、委員長さん、副委員長さん前の方に席を移動していただきまして、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(委員長、副委員長それぞれあいさつ)

事務局) ありがとうございます。それでは、委員長さんに議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

5 議事

委員長) それでは、式次第に従いまして、議事に入りたいと思います。まず第3期地域福祉計画の実施状況等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局) それでは、資料3によりまして、説明させていただきたいと思います。現在の第3期計画の中の基本目標は3つの大きな目標がございます。目標1としては「地域でのつながりを大切にするまちづくり」、目標2として「地域福祉をつくる人づくり」、目標3として「すべての人が健康で安心・安全に暮らせる環境づくり」、この3つ基本目標で現在の計画が動いています。現在の第3期計画は今年度最終年度でございまして、取り組み内容や、進捗、今後の課題、今後の方向性等々、見えてきたものがある一方で、問題点が見えてきたものなどをまとめたものでございます。第4期の計画についてはあと議事の2で詳しく説明をさせていただきますが、現在の計画の達成状況をお話させていただきたいと思います。

資料3の1ページでございます。

「地域でのつながりを大切にするまちづくり」の施策の展開ですが、顔の見える地域づくりの推進、地域福祉活動の推進ということでした。それぞれの取り組み内容でございますが、例えば、地域での高齢者・障がい者に対する見守りや支えあい活動を生活支援コーディネーターがサポートしていく。そういったネットワークの形がいくつかの地区でできた。今後は他地区におきましても推進していく。また高齢者の生きがいづくりにつきましても、支援しております。全般的にこの地域福祉事業の中で言えることですが、本計画の期間の後半は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大ということで、地域福祉の活動がかなり制限をされた状況がございました。それから「障がい者のグループホームの整備」、そういったことも課題として不足しているということがあります。それから、「子育て世代包括支援センター事業」の推進ということで、妊娠期から子育て期にわたるワンストップの総合相談体制を構築したところでございます。それでは5ページ。

5ページは基本目標2の「地域福祉をつくる人づくり」ということでございま

す。施策の展開といたしましては、「福祉意識の向上」、「福祉を担う人材育成と発掘」について進めてまいりました。福祉を担う人材育成につきましては、ボランティア活動の統合を取り組み内容としております。これまでの市の総合ボランティアセンターから市の社会福祉協議会のボランティアセンターに統合していただきました。現在登録団体数は、16団体で、登録団体皆様の周知、啓発活動についてさらに力を入れる必要があるとしております。そのほか、健康づくりに関することにつきましても、記載のとおり実施をいたしました。コロナ禍における実際の活動方法についての方法を考えていく必要があるとしております。

続いて8ページでございます。

基本目標3として、「すべての人が健康で安心・安全に暮らせる環境づくり」を実施してまいりました。相談体制の充実や各種サービスの充実、健康づくりなどの事業につきましても、記載のとおり実施しております。

健康づくりにつきましては、平成31年2月に境港市健康づくり推進計画を策定したところでございます。

「安心・安全なまちづくり」推進は、消費者行政の推進としまして、様々な消費生活トラブル等々の予防や啓発への取り組みを複数実施しております。

14ページでございます。災害時の要援護者の関係でございます。現在、要支援者の避難体制の構築につきましても、民生児童委員の皆様の協力によりまして、避難行動要支援者避難支援計画を作成しております。これにつきましても、引き続き、見守り活動や支えあいマップづくりなどの活動を実施しているところであります。

それから15ページでございます。

「成年後見制度の推進」でございます。これにつきましては、成年後見制度利用促進基本計画の部分になっておりまして、令和3年度の本計画を改定いたしまして、追加をした項目でございます。

権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行い、成年後見制度が必要とする人が円滑に利用できるよう利用促進に努めたということでございます。

現在、後見人の受任者不足ということもあることなどが課題です。

それから16ページでございます。

「再犯防止の支援」。こちら令和3年度の本計画の一部改定によりまして、地方再犯防止推進計画の機能を担っている項目でございます。再犯、非行の繰り返しを防ぐ、再犯防止においては、保護司の方、更生保護の関係団体の方たちの活動支援をしていくとともに、地域全体でその取り組みを進めてまいることが必要でございまして、関係機関とのネットワークづくりと情報集約が課題となっております。

簡単ですが資料3については以上です。

委員長) はい、ただいま説明ありましたが、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

委員) ちょっと聞きたいことがありまして、私の知らない言葉ですが、ネウボ

ラとは何でしょうか。

事務局) このネウボラという言葉は、フィンランドの言葉で、支援する場所という訳になります。フィンランドでは各家庭に一人の専属の保健師が赤ちゃんから亡くなるまで見守って支援していきますよという、まさに切れ目のない支援を行っていくということを象徴する言葉です。鳥取県も鳥取県ネウボラということで子育て支援を充実してきておりますし、境港市も同様に取り組んでいるところであります。

委員) 3ページの子育て世代包括支援センター事業の課題に支援を必要としている世帯に必要な情報が届けられているか、ニーズ等を丁寧に把握することや、支援内容の評価を行い、新たな事業の検討とありますが、民生委員の中には子どもを対象にしている主任児童委員がいるので、市の方から連絡してもらい、連携できればと思います。

委員) このいろいろな課題については、これから委員会で解決していく方向で、みなさんにお話というか、答弁をしていくのでしょうか。

事務局) この資料3で浮き彫りになった課題というところを、これから第4期計画に向けて、この委員会の方でご審議、また、解決が必要なものについては、今後の第4期計画に盛り込んでいく、それが新しい目標にもなっていくのではないかなと考えております。ぜひともこの委員会で、ご議論いただきたいと思っております。

委員) ありがとうございます。

委員) 15ページですね。成年後見の関係で今回から成年後見制度利用促進計画の関係でこの地域福祉計画に目標が定められたところですが、課題の成年後見人の受任者不足とありますが、どのくらい境港市の中に、成年後見を必要とする方が、高齢者、知的、精神の方など、どのくらいの見込みがあるかで、どれくらい受任をする後見人が必要になるかがわかると思いますが、だいたいのニーズ的なものを含めてわかる範囲でお答えいただければと思います。

事務局) 福祉課、長寿社会課の二つの課にまたがる内容でございまして、それぞれの課で相談を受けて対応しているところであります。どれくらいの見込が必要かというご質問につきまして、数値ということでは把握しておりません。福祉課の方では、障がいのある方の相談をお受けする中で、成年後見が必要と思われる方について、ある程度の把握している状況であります。

事務局) 成年後見の方の必要な方の人数というのは、なかなか把握がしにくい部分でございまして、ネットワークほうきさんに登録されている人数については把握できるのですが、市民後見人さんについて、なかなかニーズの把握が

難しいところがございます。昨年度から取り掛かり、今年度から実施している市長申し立てに限り、報酬等の支援をして参りましたがけれど、要綱を作成しまして、親族、家族からの申し立てについても、支援を行うこととしておりますので、これからもっと高齢化が進んでいく中で、こういった成年後見制度のニーズが増えていくのが現実ですので、市といたしましても、今後もニーズの把握等、福祉課と連携して行ってまいりたいと思います。

委員) ありがとうございます。実態の中で把握していくというのがよくわかりました。その中で 15 ページのところの実施状況をですね、「中核機関」という言葉がありまして、成年後見制度についての相談窓口が境港市さんにも設置していただいているということですので、地域で成年後見が必要と思われる方などに対して、しっかり広報していただいて、中核機関にどんどん当たっていくような仕組みをこれから作っていただけたらとおもいますし、取り組み内容というところの下に、市民後見人の積極的な活用というところがありまして、現在の成年後見制度は、もともと弁護士とか司法書士といった専門家が、第三者的にやってきていたところから、これからは市民の方が後見人として活動するというのも、これから積極的に進めていくという方針ということで、国もそうですし、当法人としても境港市さんの市民後見人を養成することもさせていただいている。その後に活動できる場所というのも市内に整理していただけるとありがたいなと思います。あと、成果というところに、成年後見の報酬助成についてですが、裁判所に出た金額を支出するという仕組みになっているのですが、生活保護を受けておられる方は、そういった理由でなかなか報酬を支出できないので、そういった方を中心にニーズ把握をしていただけたらと思います。

委員長) ありがとうございます。この問題につきましても、関係機関と協議しながら、みんなに周知してやっていってもらいたいと思います。他にありませんでしょうか？

委員) 13 ページの消費者行政の推進についてです。消費者行政というのは、具体的にこの被害があるということがありますが、警察の生活安全課の方で把握ができると思います。境港市を含む西部地区にどういう被害があるのか具体的に見えないわけです。こういう取り組みがあると広報が必要と思います。行政が指針を示して欲しいと思います。もう一点は、14 ページの災害時における取組についてですが、特に地震や原発の事故が起こった場合、避難路が国道431号ということになっていますが、普段でも国道431号は飽和状態にあるので、これは避難路として適しているのか、その辺りも考えていただきたいと思います。

事務局) ご意見ありがとうございます。「安心・安全なまちづくり」ということで、消費者行政や災害時に関することは、第2回の委員会の中でご意見、課題として入ってくると思いますので、様々な声をまとめていきたいと思っております。

ます。

委員) ボランティアセンターは、現在 16 団体ということでまだ登録が少なく、PR 不足かなと思うのですが、これからも継続してやっていこうと思っています。もう一点ですが、7 ページの令和 3 年度の食生活改善推進員の養成講座には、19 名の参加があったが、男性は 2 名の参加でした。もっと男性の参加があればいいなと思いました。

委員長) 皆様方にご協力いただいてボランティアセンターの参加団体を増やしていけるように頑張っていきたいと思います。
それでは、議題 1 は以上ということにします。続いては、議題 2 の地域福祉計画策定の基本的な考え方について、事務局から説明をお願いします。

事務局) はじめに資料 4、計画策定の趣旨、計画のスケジュール案です。まず 1 ページからお願いします。様々な社会情勢が変化している中で地域の状況も変化をしている時代、自助・共助・公助ということで助け合いの重要性、日常生活の中において、行政が行うべきもの、個人の方が努力をされる部分、周囲の地域の方の助け合いが必要なことなど、助け合い、支えあいをすべてミックスして地域で暮らす方が、安心安全に生活ができるしくみをつくるということが地域福祉計画に求められているところです。

この計画は、社会福祉法第 107 条に規定されているものです。誰でも安心して暮らすことのできるまちづくりを、地域の皆様の支え合いと助け合いの地域福祉推進の理念と仕組みをつくるものが地域福祉計画です。策定にあたって、策定・評価委員会のほうで地域福祉の在り方、方向性をご議論いただき検討をお願いします。

また市民アンケート等も予定したいと考えております。

次に 2 ページです。この計画は地域福祉の中心となる社会福祉協議会が策定される「地域福祉活動計画」と連動する形となります。十分連携して策定していきたいと考えているところです。

地域福祉計画は、社会福祉法の改正により策定が規定されたもので第 1 期の計画は平成 16 年度から、第 2 期の計画が平成 24 年度から、第 3 期の計画は平成 30 年度からであります。このたびの第 4 期計画は令和 5 年度からのスタートのものということです。

「地域」ということに注目し、そこで支えを必要としている方への助け合い、支え合いの考え方が地域福祉ということになります。

この計画ですが、市全体の計画との位置づけとしましては、市のまちづくり総合プランという最上位計画がありますが、その下に分野別の高齢者、障害者、子どもなど、それぞれの分野ごとの計画があり、その分野ごとの計画の中で地域での助け合い、支え合いの部分について横断的に理念を共有していくというのが本計画です。

次に 3 ページです。計画期間ですが、令和 5 年度から 9 年度までの 5 か年を基本と考えております。またスケジュールですが、記載しておりますように第 1

回の策定評価委員会が本日ですが、このあと、市民アンケート、各地区でのワークショップを考えております。ワークショップにつきましては、社会福祉協議会と共同での実施を予定しています。こうして広く市民の皆様のご意見を伺ったうえで、第2回の策定評価委員会を12月または1月を目途に開催しながら、そして、パブリックコメントを行いまして、最終の第3回を3月には開催して完成の運びというスケジュールを考えています。

次に資料5ですが、この計画の策定にあたっては、広く市民の方のご意見を伺いながら策定するということですので、市民アンケートを実施したいと考えております。10月に18歳以上80歳未満の市民の方700人に郵送にて実施したいと考えております。回収につきましては、返信用封筒を同封して郵送での回収を予定しております。また資料5としてアンケート案をつけております。

これに関しましては、第3期の計画策定の際も市民アンケートを実施してございまして、それとの結果比較も行いたいと考えておりますので、同一の設問を基本といたしております。

問1の性別に関しましては、性別による満足度や、ニーズとの差などがある程度把握できるものの、性別による政策を反映する趣旨の計画ではないと考えて、削除しております。

このアンケートの結果を策定委員会で見ていただきご議論いただければと思っております。

委員長) ご意見ご質問ありませんでしょうか。

委員) サンプル量として十分ということで700人の根拠は何でしょうか。

事務局) このアンケートは前回も700人を対象として実施したものであります。統計学的なサンプルとしては、統計学的に十分な数ということでございます。1万人から10万人までのサンプル量としては、370~380人程度のものがあれば、データとして十分ということであります。前は、45%の回収率、前々回は55%の回収率であり、それを参考にしたものでございます。

委員) ありがとうございます。設問4のあなたは境港に住んで何年になりますか。という質問はUターン者にとってどう答えてよいかわからない。通算なのかどうなのか。

事務局) 通算と考えていただければ大丈夫です。

委員) 問1についてですが、男女の区別をしないとということですが、やっぱり男女を分けることでいろんな判断ということができるのではないのでしょうか。確かに男性と女性では政策では関係ないと思われるが、アンケートでどういう答えがあるか、ということも必要なのではないのでしょうか。もう一点。いわゆる年齢ですが、80歳以上もあったほうがよいではないでしょ

うか。今、高齢化社会で、お年寄りもどんどん社会参加されています。それともう一点。問5については、ストレートな表現として「住みたくない」も入れた方がよいのではないのでしょうか。

事務局) ご質問ありがとうございます。性別でございますが、前回のアンケートの集計について、回答の内容に対して個別詳細に集計しておりませんので、性別に関しては必要ないとの判断で省いております。それから年齢につきましては、18歳から80歳未満ということで、前回及び前々回同様の分類としてさせていただきました。80歳未満の区切りにつきましては、地域副計画の「支えあい・助け合い」というところのボランティアの助け合いの担い手になれる年齢層を想定いたしましたものであります。それから、問5のことにしまして「住みたくない」ということで、よりストレートな表現にすることによってよろしいのでしょうか。

委員) 「住み続けたくない」ということより、単純にストレートに「住みたくない」とした方がよいと思います。似たような言葉ではありますが。

事務局) わかりました。

委員長) それではほかに、ご意見ありますでしょうか。

委員) アンケートの回収率はどのぐらいをお考えでしょうか。

事務局) アンケートの回収率は50%程度を見込んでおります。

委員) 意見ですけれども、このアンケートについては、回収率も重要かと思いません。対象者は18歳からということで、QRコードを付けて、ネット上でアンケートを実施すると、特に10代から30代ぐらいまでの世代の回収率が上がるのではないのでしょうか。

事務局) いわゆる若者世代の回収率を上げるための方策の一つとしてQRコードの活用というご意見をいただきました。当初想定しておりませんでしたので、実施可能かどうかを含めて確認してみたいと思います。

また、先ほどご意見いただきました男女の項目や対象の方の年齢についてご審議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員) 男女差についてですが、全体的な質問項目を見ると、男女と答えてから、男性、女性の性別にかかわる設問がないため、これを機に外してしまってもいいのではないかと思います。

委員長) 男女については、市のパートナーシップの取り組みもあることですし、この委員会で外してもいいのではないかと思います。皆さんいかがでしょう

か。

一同) 意義なし。

委員長) 提案通り男女の項目はなしということにしましょう。それと、年齢についてですが、いかがでしょうか。

委員) 18歳から80歳未満の方を住基から抽出して選ぶと思いますが、高齢の方が増えているということもあり、5年前にアンケートを答えた方が答えられなくなっているかもしれないので、もう少し上の方にアンケートを取ってもよいのではないかと思います。どこまでの年齢の範囲を対象にするかがポイントであります。積極的にボランティアへの参加が見込まれるということで、80歳未満の方を対象にしているということですが、80歳を超えてもボランティアに参加される方もいらっしゃいますし、そういう方の声を拾ってもよいのではないかと思います。

副委員長) 私の所属する自治会では、どちらかという、働いている若い方よりも80歳以上の高齢者の方の方が、むしろ福祉活動に積極的でして、もちろん健康を害してアンケートに答えることができない方もいらっしゃいますが、非常に意欲があって、地域を支えているのは80歳以上という実情もありますので、その辺りを加味していただければと思います。

委員) 80歳を超えてもまだまだボランティア活動に参加される方は、たくさんいらっしゃいます。是非ともアンケートに加えていただきたいと思います。

福祉保健部長) 今一度、対象年齢がどういったところがよいか、WEBを使ったアンケート方法の実施について、多くの意見をいただきたいので、事務局で検討させていただきたいと思います。何らかの方法で、委員の皆様にお知らせしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7 閉会

委員長) その他、無いようですので、これで本日の会はこれもちまして閉会としまして、今後、あと2回開催します。大事なことはアンケートの結果をもって、また協議していただくということですので、その際には積極的にご意見をください。本日はありがとうございました。

終了 11時30分